

第2回 南越前町農業委員会 総会議事録

令和2年11月24日(火)午後1時28分から南越前町役場別館2階第6会議室において、第2回南越前町農業委員会総会を開催した。

○議事

<審議事項>

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地の地目変更届について
- 議案第4号 農地改良届について
- 議案第5号 現況証明申請について
- 議案第6号 農業委員会法改正5年後調査について

<報告事項>

- 報告第1号 認定電気通信事業者による事業計画について

出席委員 9名		欠席委員 1名	
委員番号	氏名	委員番号	氏名
1	川崎 藤次	1	
2	西川 勝一	2	
3	桂 慶一郎	3	
4	岩寄 和実	4	
5	植村 功吉	5	
6	朝倉 勇二	6	
7	石山 清孝	7	
8	田嶋 秀夫	8	
9		9	小不動 勝史
10	惣次 健一	10	
事務局長	山岸 健		
書記	竹内 亮子		

議事録署名委員

3番 桂 慶 一 郎 ㊟

6番 朝 倉 勇 二 ㊟

【開会】 午後1時28分	
事務局長	<p>皆さまお集まりでございますので、ただ今から第2回南越前町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日は、小不動委員より欠席のご連絡をいただいておりますが、ただ今の出席委員は9名であります。農業委員会等に関する法律第27号第3項の規定により、定足数に達しており、本会議は成立いたしておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>開会にあたりまして、惣次会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
【会長あいさつ】	
惣次会長 ※以下議長	あいさつ
【議事録署名委員の指名】	
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事録署名委員でございますが、3番 桂委員と6番 朝倉委員をお願いいたします。次回の総会開催日に議事録への署名・押印をお願いいたします。</p> <p>それでは、南越前町農業委員会会議規則によりまして、これ以降の議事進行を惣次会長にお願いいたします。</p>
【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について】	
議長	<p>これより本日の総会に入ります。本日の議題につきましては、お手元の会議資料のとおりです。</p> <p>では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。議案第1号についてご説明いたします。座って説明させていただきます。</p> <p>資料1ページをお願いします。今回2件提出されていますが、譲受人が同一ですので一括して説明させていただきます。</p> <p>譲渡人は、南越前町にお住まいと越前市にお住まいの方で、譲受人は南越前町にお住まいの認定農業者です。</p> <p>位置につきましては、2ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地です。3ページは現地確認の様子です。</p> <p>申請書に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否かにつきましては、4ページをご覧ください。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を岩寄委員さんをお願いします。</p>
岩寄委員	<p>はい、報告いたします。</p> <p>今回、11月12日に植村委員さんと朝倉委員さんと私と事務局長、ならびに事務局担当の5人で現地確認をさせていただきました。</p> <p>申請地は、集落の入り口、国道沿いで、譲受人が管理する育苗用のビニールハウスの隣でございますが、移転後は、稲作でそのまま耕作され、名義のみ変更するということで問題な</p>

岩寄委員	いと判断いたします。 よろしく願いいたします。
議長	<p>ありがとうございました。皆さんこの件に関し、何かご質問はございませんか。 （「はい結構です」の声）</p> <p>無いようでございますので、お諮りします。 議案第1号に対し、原案のとおり許可することとしてもよろしいでしょうか。 （「はい」の声）</p> <p>異議がないと認めます。本案件は原案どおり可決いたします。</p>
【議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について】	
議長	次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>はい、ご説明いたします。 資料5ページをご覧ください。今回4件提出されており、順に説明いたします。</p> <p>まず1番と2番でございますが、申請内容が同一ですので一括して説明させていただきます。</p> <p>平成30年2月に北陸新幹線南越前南条高架橋工事に伴う資材・土砂仮置き場として許可された一時転用用地を事業承継により、改めて農地法第5条による一時転用を申請するものでございます。</p> <p>申請者は、鉄道運輸機構と工事請負契約を締結し、北陸新幹線、南越前西部散水消雪基地工事に伴う資材・土砂仮置き場として、一時的に借り受けるものです。貸付人は南越前町にお住いです。</p> <p>位置につきましては、6ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地です。7ページの写真は現地確認の様子です。</p> <p>この申請に際し、地元区長や農家組合長、耕作者等からの承諾も得られています。一時転用期間は令和4年の4月末までで、工事完了後は復田して地権者にお返しすることになっております。</p> <p>では、許可する上での判断についてご説明いたします。8ページをご覧ください。</p> <p>こちらの農地区分は、農用地区域内の農地でございます。農用地区域内農地につきましては、原則許可できないこととなっておりますが、一時転用ということで不許可の例外に該当すると考えられます。一般基準の判断については、該当するものはございません。</p> <p>次に、3番でございますが、5ページにお戻りください。</p> <p>こちらも北陸新幹線工事関係のもので、平成30年12月に許可された一時転用用地の期間延長申請です。</p> <p>申請者は、北陸新幹線大桐工区のトンネル掘削土の仮置き場として、一時的に借り受けるものです。貸付人は、越前市と南越前町にお住いの方々です。</p> <p>位置につきましては、9ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地です。10ページは現地確認の様子です。</p>

事務局	<p>この申請に際し、地元区長や農家組合長からの承諾も得られています。一時転用期間は令和4年12月26日までで、残土の運搬終了後は、当該農地を嵩上げして農地として復旧して地権者にお返しすることになっております。</p> <p>では、許可する上での判断について説明いたします。11ページをご覧ください。</p> <p>こちら農用地区域内の農地でございますが、一時転用ということで不許可の例外に該当すると考えられます。一般基準の判断については、該当するものはございません。</p> <p>次に、4番でございますが、5ページにお戻りください。</p> <p>譲渡人、譲受人は南越前町にお住いです。稲作はされず自己保全管理されていた農地を買い受け、申請者の住宅を建築したいというものです。</p> <p>位置につきましては、12ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地です。13ページは現地確認の様子です。</p> <p>申請地は四方ともコンクリート壁に囲まれた土地で、周囲はすべて申請者家族の所有地であり、苦情の恐れはありません。取水と排水は、敷設の公共上下水道を利用し、雨水は自然流下させます。この申請に際し、地元区長、農家組合長からの承諾は得られております。</p> <p>では、許可する上での判断について説明いたします。14ページをご覧ください。</p> <p>こちらの農地区分は、住宅が連たんしている区域内にあることから、第3種農地と判断されます。第3種農地につきましては、転用が可能となっております。一般基準の判断については、該当するものはございません。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を岩寄委員さんお願いします。</p>
岩寄委員	<p>はい、報告いたします。</p> <p>同じく11月12日に先程の5名で現地確認を行いました。</p> <p>まず、1番と2番でございますが、一時転用の申請で、事業者が引き継がれるということで問題ないと判断いたします。</p> <p>次に3番につきましても、一時転用申請で、工事期間延長ということでやむを得ないと判断いたします。</p> <p>次に4番でございますが、写真でもご覧のように申請地は集落内の住宅に囲まれ、現在、耕作はされず防草シートを敷いて自己保全管理され、四方はコンクリート壁に囲まれ、南側に畑と、東西に家族所有の宅地がございます。転用については、やむなしと判断いたしました。よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。皆さんこの件に関し、何かご質問はございませんか。</p> <p>継続申請というものもありますが、どうでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p> <p>質問が無いようでございますので、お諮りします。</p> <p>議案第2号に対し、原案のとおり許可することとしてもよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p> <p>異議がないと認めます。本案件は原案どおり可決いたします。</p>

【議案第3号 農地の地目変更届について】	
議長	次に、議案第3号「農地の地目変更届について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	はい、ご説明いたします。 資料15ページをご覧ください。 申請人は南越前町にお住いです。 位置につきましては、16ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地でございます。17ページの写真は現地確認の様子です。 申請理由は、イノシシやシカなどの獣害被害がひどく、これ以上稲作はできない。また、集落で配管工事の残土置き場がなく困っているため、自作地に盛り上げ、畑として耕作利用することとしたいというものです。 以上で、説明を終わります。
議長	ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を植村委員さんをお願いいたします。
植村委員	はい、報告をさせていただきます。 岩寄委員さんと同じく11月12日に現地確認を行ってまいりました。 申請地は、県道線沿いにありまして、向かいの山側には獣道ができていました。田から畑への地目変更にあたっては問題ないと判断いたします。 よろしく願いいたします。
議長	ありがとうございました。皆さんこの件に関し、何かご質問がございましたらお願いいたします。
川崎委員	畑にしても荒らされるのではないのでしょうか。
議長	畑の方がやりやすいのでありませうか。 ほかに質問はございませんか。 (「はい」の声) 無いようでございますので、お諮りします。 議案第3号に対し、原案のとおり決定することとしてもよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声) 異議がないと認めます。本案件は原案どおり可決いたします。
【議案第4号 農地改良届について】	
議長	次に、議案第4号「農地改良届について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	はい、ご説明いたします。 資料18ページをご覧ください。今回2件提出されていますが、工事内容が同一ですので一括して説明させていただきます。 先ほどの5条申請の3番にありました一時転用案件と関連しております。工事は、新北陸トンネルのJV業者が行い、北陸新幹線のトンネル工事が出た残土を利用し、嵩上げを行うものです。工事期間は、令和4年12月末までで、工事完了後は、農地として使用されます。

事務局	<p>まず、番号1番ですが、届出人は、2つの集落の区長です。平成30年6月に届出されておりましたが、工事期間終了日が近づいたため期間を延長するものです。</p> <p>位置につきましては、19ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地です。20ページの写真は現地確認の様子です。</p> <p>次に、番号2番ですが、資料18ページにお戻りください。</p> <p>届出人は、集落の区長です。</p> <p>位置につきましては、21ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地です。22ページの写真は現地確認の様子です。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を朝倉委員さんお願いします。</p>
朝倉委員	<p>はい、報告いたします。</p> <p>先の委員さんと同様に11月12日に現地確認を行ってまいりました。</p> <p>1番は工事期間の延長のための届出で、2番は新規の届出ですが、新幹線工事の残土を利用して嵩上げを行うということで、特に問題はないと判断いたします。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。皆さんこの件に関し、何かご質問はございませんか。</p>
川崎委員	<p>第3号議案の方は、区長さんですか。15ページと18ページ、住所が違うようですね。まあ、大した問題ではないですけど。</p>
事務局	<p>すみません。失礼しました。申請書通りに記載した次第でした。確認漏れです。申し訳ございません。直します。</p>
事務局長	<p>第3号議案の農地の地目変更届についてはご本人が出されている案件でございますので、こちらが正しいかと思われま。川崎委員ご指摘の第4号議案につきましては、事業者が申請してきた案件でございますので、そちらの方で確認漏れがあったものかと思われま。住所は同じですが、本人申請の方を尊重させていただきます。</p>
議長	<p>新幹線工事の残土は、まだ出るのか。</p>
事務局	<p>残土はもうないようですが、大桐工区の工事が終わってからの順になります。</p>
議長	<p>ほかに無いでしょうか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>無いようでございますので、お諮りします。</p> <p>議案第4号に対し、原案のとおり決定することとしてもよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がないと認めま。本案件は原案どおり可決いたします。</p>
【議案第5号 現況証明申請について】	
議長	<p>次に、議案第5号「現況証明申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>はい、ご説明いたします。</p> <p>資料 23 ページをご覧ください。今回 3 件提出されていますが、1 番と 2 番は申請者が同一のため一括して説明させていただきます。また、3 番につきましては、申請者も行くことができないほどの山奥にあり、現地確認もできず資料の説明だけによる判断となりますことをお許してください。</p> <p>まず、1 番と 2 番でございますが、申請人は南越前町にお住いで、申請地は、いずれも登記地目は田、現況は非農地でございます。</p> <p>位置につきましては、24 ページをご覧ください。集落を抜け廃村となった集落に向かう山間部の道沿いで、塗りつぶしてある箇所が申請地です。25 ページと 26 ページの写真は現地確認の様子です。いずれも耕作できる状況になく、今回、現況に見合った地目に変更したいということで非農地である証明を申請されたというものです。</p> <p>次に 3 番でございますが、資料 23 ページにお戻りください。</p> <p>申請人は越前市にお住いで、申請地の登記地目は畑、現況は非農地でございます。</p> <p>位置につきましては、27 ページと 28 ページをご覧ください。山中で以前は茶畑として使用されていましたが、昭和 40 年頃に製茶工場が閉鎖されてから放置状態で現在に至り、車も入ることができず、山道は荒れている状況にあるそうです。航空写真からもわかるとおり山林化の状態であります。今回、売買するにあたり地目変更が必要で、非農地である証明を申請されたというものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました案件について、1 番と 2 番の現地確認の報告を朝倉委員さんお願いします。</p>
朝倉委員	<p>はい。</p> <p>先程と同様に現地確認を行ってまいりました。</p> <p>申請地は、集落からほど遠く離れ、川を挟み両側に位置しますが耕作をするような状況ではありません。現況に合った地目に変更するということで、問題ないと判断いたします。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございました。皆さんこの件に関し、何かご質問はございませんか。</p>
田嶋委員	<p>よく買う人がいるものですね。住宅を買うついでに買ったとお聞きしていますけれど、誰もほかに買う人はいないであろう。</p>
議長	<p>ご質問はないでしょうか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>無いようでございますので、お諮りします。</p> <p>議案第 5 号に対し、原案のとおり決定することとしてもよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がないと認めます。本案件は原案どおり決定いたします。</p>
<p>【議案第 6 号 農業委員会法改正 5 年後調査について】</p>	

議長	<p>それでは次に、議案第6号「農業委員会法改正5年後調査について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。</p> <p>これは、一般社団法人全国農業会議所が全国1,702の農業委員会を対象に調査を行うもので、(一社)福井県農業会議を通じて総会において審議の上、回答するよう依頼があったものです。</p> <p>調査の目的は、農業委員会制度の大きな改革となった平成28年の改正農業委員会法の施行から5年目を迎え、制度改正により農業委員会の活動や運営にどのような効果が生じたのか把握するとともに、活動や運営の課題となっている点を改善していくことを目的として実施されます。調査結果は、国等と意見交換を実施する際の資料として活用されます。</p> <p>内容につきましては、資料30ページから37ページまで64の項目がございます。すべてについてご意見をお伺いするのは大変ですので、事務局の案として該当する箇所をピンクのマーカーで示してございます。ご意見等ございましたら、この場でお伺いさせていただき、お諮りしたうえで回答したいと存じます。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございます。一通りお目通しいただきましてご意見を伺いたいと思います。</p>
西川委員	<p>4番と5番についてだが、4番では担い手の意見が反映されるようになったとあるが、5番では、認定農業者がいないとなっている。</p>
事務局	<p>4は評価と5番は課題となっております。</p>
事務局長	<p>要は、農業委員会の中に認定農業者の方が過半数にさせていただきたいというのが原則であり、評価できるということといたしまして、認定農業者等の意見が反映されるということでございます。</p> <p>しかしながら、過半数に達しなくとも議会の同意が得られれば構わないといった現状でございます。</p>
西川委員	<p>認定農業者が少ないならばわかるのだが、いないとある。</p>
事務局長	<p>認定農業者が「少ない・いない」が並列になっていますが、いないわけではございません。実際には、多い地区もあれば少ない地区があり、例えば河野地区ではウメを作っているらっしゃる認定農業者は一人しかいない状況です。地区によってばらつきがあるものとして町内では少ないといった評価にございます。</p> <p>このアンケートは、農業委員会の総意としてご意見いただくもので、ここにて賛成いただければ総意として回答させていただいてよろしいかというものになります。</p>
西川委員	<p>7番ですが、中立委員をこれから設置しなさいというものでしょうか。</p>
事務局長	<p>はい。中立委員は規定されております。今回の農業委員さんの中では、惣次委員を河野地区の中から選出させていただいております。認定農業者ではございませんし中立委員といった評価でございます。</p>

議長	<p>予算的なものはわからない。どうでしょうか。このとおりでよろしいでしょうか。</p> <p>(「おまかせいたします」の声)</p> <p>では、お諮りします。</p> <p>議案第6号に対し、原案のとおり決定することとしてもよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がないと認めます。本案件は原案どおり可決いたします。</p>
【報告第1号 認定電気通信事業者による事業計画について】	
議長	<p>次に、報告第1号「認定電気通信事業者による事業計画について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。資料38ページをご覧ください。</p> <p>これは認定電気通信事業者が有線電気通信のための線路、空中線系、中継施設等の用に供するために行う農地の転用については、例外として転用許可を受けなくても報告をすることで転用することができるというものです。</p> <p>届出人は認定電気通信事業者です。事業目的は、携帯電話用無線基地局設置事業に伴い、8.3mのコンクリート柱を建て、アンテナを設置するものでございます。本届出については、所有者、地元区長、農家組合長から承諾が得られています。</p> <p>位置につきましては、39ページをご覧ください。設置場所については、40ページの写真をご覧ください。赤で囲ってある部分にコンクリート柱及びアンテナを設置します。工期は、令和2年12月から令和3年1月末までの予定となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございます。この件について、何か質問等はございませんか。</p> <p>この近くにアンテナがあったかと思われる。</p>
事務局長	<p>この近くかはわかりませんが、敦賀トンネルに入る手前のリンゴ園の手前にはございます。</p>
議長	<p>質問はございませんか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>無いようでございますので、質疑を終了いたします。</p> <p>以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。</p> <p>その他 事務局からの連絡があればお願いします。</p>
【その他】 午後2時12分	
事務局	<p>はい。本日は、ご審議ありがとうございました。事務局から2点報告と諸連絡をさせていただきます。</p> <p>まず1点目ですが、去る10月14日に一般社団法人福井県農業会議が主催する令和2年度農業者年金加入促進特別研修会が開かれ、加入推進部長である川崎藤次委員にご出席いただきました。川崎委員からのご報告をお願いいたします。</p>

川崎委員	<p>はい、今、事務局からの説明がありましたとおり、10月14日、加入推進部長ということもあり福井の国際交流会館にて私と農地利用最適化推進委員の窪田委員の2名が出席いたしました。県内50名の近くの方が出席され、ソーシャルディスタンスの間隔を取りながら説明を受けてきました。</p> <p>カラー刷りA4のチラシを事務局で準備いただきましたので、まず3ページの方をご覧ください。今日は、農業者年金というものがありますよという認識が一つと、それはいったいどのようなモノかということが二点目です。この二つを意識していただければと思います。要は、65歳以上になりますと国民年金の基礎年金が申請により受給できるようになります。ここでいう1号、2号、3号被保険者と3つに分かれておりますが、農業者の方は、1段階部分しかないというものです。年金額は月6万5千円、夫婦で月13万円当たりますが、生活していくには月に24万円はかかりますよという数字が出ているそうでございます。そこで、農業者は農業者年金に入っただけだと老後、その分融通できるというものです。</p> <p>裏面の5ページをご覧ください。農業者年金は利点も多く、現在も多くの方が入っています。国の施策であり、踏み倒しはなく掛けた分は自分に戻ってくるもの。基礎年金プラス農業者年金でゆとりある生活ができれば良いのではないかとということで、皆さんに理解していただき、新しい情報が入ればお知らせも致します。近所で農業に取り組まれる方にロコミしていただければ良いかなというものです。しかし、加入条件は、20歳から60歳までしか加入できず、年間60日以上農業に従事される方、国民年金の第1号被保険者ということになります。該当しない方もいるかも知れませんが、広めていただき、お口添えいただけたらと思います。また、詳しいパンフレットについては、農林水産課の事務所にもあります。お金の話ではありますが、農業の息子さんなどに勧めていただけたら良いかと思っております。今日は頭出しということで報告させていただきました。</p>
事務局	<p>川崎委員、ご報告ありがとうございました。委員の皆さま、農業者年金について周知の程、よろしく願いいたします。</p> <p>次に2点目ですが、今月10日、福井県農業委員会代表者大会がユニー・アイふくいで開催されました。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策をとり、例年より人数を制限しての開催でしたので、惣次会長と山岸事務局長と私の3人で参加いたしました。当日の資料を緑色の封筒に入れてお配りさせていただきましたので、お持ち帰りいただきゆっくりご覧ください。なお、全国農業会議所の稲垣事務局長による情勢報告の内容については、DVDレコーダーがございますので、ご希望の方はお申し出ください。</p> <p>次に、諸連絡についてですが、まず、前回お願いいたしました農地パトロールにつきましては、お忙しいところ調査にあたっていただきありがとうございました。ご報告をいただける方はご提出ください。結果報告につきましては、次回の農業委員会かまたは、推進委員さんも交えて気楽に意見交換会ができる場の設定など考えております。報告会についてのご意見等ございましたらお聞かせ願います。</p> <p>次に、「農業委員会活動記録セット」の記録簿の提出についてですが、次回1月の農業委員会までに10月から12月分の記録簿を事務局までご提出ください。</p>

事務局	<p>あと、最後になりますが、2021年度版の農業委員会手帳を購入させていただきましたので、お手元にお配りいたしました。どうぞご活用ください。</p> <p>以上で連絡を終わります。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございました。これらのことについて、何か質問はございませんか。無いようでしたら、次回農業委員会の開催日について、事務局の説明をお願いします。</p>
【次回農業委員会開催日について】	
事務局長	<p>次回農業委員会の日程でございますが、1月を予定いたしております。事務局案といたしましては1月25日（月）午後1時30分からと考えておりますが、いかがでしょうか。雪のあんばいも分かりませんし、開催できないということはないであろうとの想定でお願いできたらと思っております。</p> <p style="text-align: center;">（意見なし）</p> <p>それでは次回は1月25日（月）午後1時30分から、役場別館のここは第6会議室でございますが、この隣が第1会議室で予定しております。次回の開催通知、農地の現地調査の日程につきましては、改めて通知させていただきます。よろしく願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、第2回南越前町農業委員会総会を終了いたします。閉会にあたりまして、川崎会長職務代理者よりご挨拶をお願いします。</p>
川崎会長職務代理者	あいさつ
【閉会】 午後2時23分	